

岩手県収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成21年3月27日

岩手県収用委員会

会長 野村 弘

- 1 起業者の名称 岩手県
- 2 事業の種類 普通河川和座川水系大谷川砂防堰堤工事（岩手県九戸郡洋野町種市第73地割字熊ノ沢地内）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県九戸郡洋野町種市第73地割字熊ノ沢地内	138番24	山林	37,567㎡	37,567.00㎡	4,614.75㎡	293.59㎡	山林	別図に赤色で表示する部分
	138番108	田	3,001㎡	3,001.00㎡	3,001.00㎡	—	山林	

- 4 土地所有者の氏名及び住所 登記名義人亡佐々木松太郎相続人福田市之助外58名（別紙のとおり）
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成21年3月23日

備考 「別図」及び「別紙」は省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。